

令和元年改正会社法（株主総会資料の電子提供制度に係る部分）の施行に伴う  
有価証券上場規程に関する取扱い要領等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 …… 2
3. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 3

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(2)の4（略）            (3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－Boardへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。            a・b（略）            c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及び株主総会資料（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、優先出資法に規定する普通出資者総会及び優先出資者総会の招集通知並びに普通出資者総会資料及び優先出資者総会資料）の写し            cの2～n（略）            nの2 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類            (a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及び社員総会資料又は総代会資料の写し            (b)・(c)（略）            nの3～o（略）            (4)・(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(2)の4（略）            (3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q－Boardへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。            a・b（略）            c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、優先出資法に規定する普通出資者総会及び優先出資者総会の招集通知）及びその添付書類の写し            cの2～n（略）            nの2 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類            (a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及びその添付書類の写し            (b)・(c)（略）            nの3～o（略）            (4)・(5)（略）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>8. 第8条（株主に発送する書類等の提出）関係</p> <p>(1) 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株主に対して株主総会招集通知書及び<u>株主総会資料を発送又は電磁的な方法で提供する場合には、発送する書類又は電磁的方法で提供する資料をその発送日又は提供日までに本所に提出するものとする。</u>この場合において、上場会社は、当該書類及び資料の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類及び資料を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。</p> <p>2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）第10条第3項の規定により株主総会の招集手続に関する経過措置が適用される場合における株主に発送する書類等の提出の取扱いについては、改正後の8.の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>8. 第8条（株主に発送する書類の提出）関係</p> <p>(1) 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株主に対して株主総会招集通知書及び<u>その添付書類を発送する場合（会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によって株主に対して提供したものとみなされる場合を含む。以下この(1)において同じ。）</u>には、発送する書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5. 第17条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係</p> <p>第17条に規定する本所が別に定める事項とは、次の（1）から（6）までに掲げる事項をいう。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 次の a から <u>f</u> までに掲げる事項に係る情報を、株主総会の日の3週間前の日よりも前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置く <u>又は有価証券報告書に記載し電子開示手続により当該有価証券報告書を提出すること。</u></p> <p>a <u>会社法第298条第1項各号に掲げる事項</u></p> <p>b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類に記載すべき事項</p> <p>c <u>会社法第305条第1項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領</u></p> <p>d 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項</p> <p>e 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項</p> <p>f a から前 e までに掲げる事項を修正した場合は、その旨及び修正前の事項</p> <p>（4） 前号 a から c までに掲げる事項を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>（5）・（6）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>5. 第17条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係</p> <p>第17条に規定する本所が別に定める事項とは、次の（1）から（6）までに掲げる事項をいう。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 次の a から <u>e</u> までに掲げる書類を、株主総会の日の3週間前の日よりも前に電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>a <u>株主総会の招集の通知</u></p> <p>b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類（以下「株主総会参考書類等」という。）</p> <p>（新設）</p> <p>c 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告</p> <p>d 定時株主総会の場合は、会社法第444条第6項に規定する連結計算書類</p> <p>e a から前 d までに掲げる書類を修正した場合は、その旨を記載した書類及び修正前の書類</p> <p>（4） <u>株主総会の招集の通知及び株主総会参考書類等</u>を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。</p> <p>（5）・（6）（略）</p>

- 1 この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）第10条第3項の規定により株主総会の招集手続に関する経過措置が適用される場合における議決権行使を容易にするための環境整備の取扱いについては、改正後の5.の規定にかかわらず、なお従前の例による。